

方向性	施策	主な内容	具体的な取組	取組概要
Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する	1 権利擁護支援の普及・啓発	(1) 効果的な広報活動の実施	【充実】 ホームページ、SNS、リーフレット等による成年後見制度・任意後見制度・権利擁護支援事業の普及 【継続】 区のおしらせ、ホームページ、ちらし等による申立費用・報酬助成制度等の周知	法改正による新たな制度を見据え、制度への理解促進を図ります。また、SNS等を積極的に活用するなど、効果的な広報活動を実施するとともに、申立費用・報酬助成制度等についても様々な方法で周知を行っていきます。
		(2) 講座、講演会等の実施	【継続】 申立て講座、成年後見制度講座等の実施 【継続】 関係団体との連携による成年後見制度講座・相談会等の実施	アーカイブ配信をはじめとした受講機会の拡大など、参加者のニーズに応じて開催手法を工夫し、講座を実施します。また、関係団体と連携し、講座・相談会等を実施します。
	2 権利擁護支援の理解向上	(3) 職員等を対象とした研修の実施	【充実】 中央区相談支援包括化推進員等への研修の実施 【充実】 申立費用・報酬助成制度、意思決定支援等の専門的知識を深めるための研修内容の充実	相談支援包括化推進員をはじめとした職員の制度に対する理解を深め、スキルアップを図るため、制度の基礎から実務的な内容まで幅広く研修を実施し、権利擁護支援の理解向上を推進します。
		(4) 区及び関係機関の相互理解の促進	【継続】 ケース検討、意見交換等の実施	権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会での意見交換や関係機関への出前講座等の実施により、区職員や関係機関が行う業務等について相互理解を深めます。
Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る	3 相談・支援体制の強化	(5) 地域関係者・関係機関と連携した相談体制の強化	【継続】 ふくしの総合相談窓口と連携した相談支援 【継続】 地域福祉コーディネーター、民生委員、町会等の戸別訪問、日常的な見守りとの連携・情報共有による早期発見・早期支援	ふくしの総合相談窓口において、複合化・複雑化した課題を抱えた方のニーズを的確に把握し、権利擁護支援を必要とする人を中核機関につなぎます。また、個別訪問や地域関係者による日常的な見守り等により、制度を必要とする方の早期発見・早期支援につなげていきます。
		(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与	【充実】 支援方針の検討、受任者調整等への司法・福祉専門職の助言等の活用	本人を支援するための方針や後見人等候補者の検討（受任者調整）の際に、司法・福祉等専門職からの専門的な助言を得る機会として、権利擁護支援推進協議会を活用します。また、必要に応じてケース検討会議（臨時会）を開催します。
		(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進	【充実】 チームによる日常的な見守り・継続的な意思決定支援 【充実】 本人の意思を尊重した権利擁護支援事業・法定後見・任意後見等の選択に係る支援 【継続】 受任者調整シート・本人情報シートの活用	本人の意思を尊重した適切な制度・サービスの選択となるよう、中核機関が支援します。また、チームによる見守りや意思決定支援を継続的に行います。
		(8) 適時・適切な区長申立ての実施	【充実】 区長申立ての検討における司法・福祉専門職の助言	区長申立てを適時・適切に実施するために、協議会やケース検討会議（臨時会）を積極的に活用し、検討段階における司法・福祉専門職からの専門的な助言を受けます。
	4 負担軽減の充実	(9) 申立て支援及び費用・報酬助成の充実	【充実】 費用・報酬助成制度の見直し及び充実	区長申立てに係る報酬助成及びその他の申立て費用・報酬助成制度のさらなる充実に向け、検討を進めます。
	5 地域連携ネットワークづくりの推進	(10) 権利擁護支援推進協議会の運営	【充実】 権利擁護支援推進協議会の運営・積極的な活用	権利擁護支援推進協議会を運営し、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めます。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方への支援方針の検討や受任者調整に関して、協議会等を積極的に活用し、適時・適切な支援につなげます。
		(11) 中核機関の運営	【充実】 中核機関の運営・機能強化	区及び中央区社会福祉協議会が協働して中核機関を運営します。また、社会福祉法の改正等を踏まえ、中核機関のコーディネート機能等の強化に取り組みます。
Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする	6 成年後見等の担い手の確保	(12) 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の運営	【継続】 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催	制度の利用が必要な方の早期発見・早期支援に向けて、地域連携ネットワークを強化していくために、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催します。
		(13) 区民後見人候補者の養成・支援	【継続】 区民後見人養成研修の実施 【継続】 フォローアップ研修の実施	区民後見人を養成するための基礎講習を実施するとともに、基礎講習の修了後、一定期間経過した方のフォローアップを目的とした研修を実施します。
		(14) 区民後見人候補者の幅広い活躍の場の提供及びモチベーションの確保	【新規】 権利擁護支援事業や法人後見業務における後見支援員等、活躍の場の提供 【継続】 講座等における講師への登用や運営への参画機会の提供	区民後見人候補者に対し、中央区社会福祉協議会が行う権利擁護支援事業や法人後見業務における支援員として、活躍の場を提供します。また、候補者のモチベーションの確保を図るため、成年後見人等として活動するまでの間、講座等の講師としての活動や講座運営への参画機会の提供を行います。
		(15) 区民後見人の受任の促進	【充実】 区民後見人の受任要件の見直し 【充実】 リレー方式・複数後見の実施機会の充実	区民後見人の受任要件を見直すとともに、専門職後見人から区民後見人へ引き継ぐリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見等の実施により、活動機会の充実に図ります。
Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る	7 成年後見人等への支援	(16) 法人後見実施体制の強化	【充実】 区内における法人後見の実施体制の整備 【継続】 法人後見実施団体との連携	社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等となり後見等事務を行う法人後見の実施体制を整備します。
		(17) 権利擁護支援チームの自立に向けた支援	【継続】 中核機関による権利擁護支援チームの自立に向けた支援 【継続】 協議会によるチームへの専門的助言	成年後見人等を含むチームに対して、中核機関がコーディネートすることで、チームが自立するよう支援します。また、支援の方針等を検討する際に、司法・福祉等専門職から専門的な助言を得る場として協議会やケース検討会議（臨時会）を活用します。
		(18) 成年後見人等選任後の状況把握	【継続】 継続的な見守りの実施 【継続】 定期報告書作成支援	成年後見人等が選任された後も継続的にモニタリングを行い、必要に応じて支援するなど、成年後見人等が活動しやすい環境を作ります。
		(19) 親族後見人等への支援の充実	【継続】 親族後見人向け講座の開催	親族後見人等からの相談に応じるとともに、親族後見人向けの講座を開催し、グループワーク等を通じて日頃の後見業務についての情報交換を行う機会を提供します。
		(20) 後見事務の円滑化に向けた支援	【継続】 郵便物の送付先変更手続きの一元化	郵便物の送付先を変更する手続きを一括して行うほか、後見事務の円滑化に向けた支援を検討します。